

最高裁判所（第三小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号 誤納金返還等請求上告受理申立事件
国側当事者・国、麹町税務署長
平成20年10月28日不受理・確定

決 定 事 項

申立人の上告受理申立ての理由は民事訴訟法318条1項（上告受理の申立て）に規定する事由に当たらないとして、申立人の上告受理申立てが上告審として受理されなかった事例

決 定 要 旨

省略

（第一審・東京地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成19年4月17日判決、本資料257号—80・順号10689）

（控訴審・東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成20年3月12日判決、本資料258号—57・順号10915）

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

【決定】 上記当事者間の東京高等裁判所平成●●年（〇〇）第●●号誤納金返還等請求事件について、同裁判所が平成20年3月12日に言い渡した判決に対し、申立人らから上告受理の申立てがあったが、申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人らの負担とする。

平成20年10月28日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 藤田 宙靖

裁判官 堀籠 幸男

裁判官 那須 弘平

裁判官 田原 睦夫

裁判官 近藤 崇晴

当事者目録

申立人	国
同代表者法務大臣	森 英介
申立人 麴町税務署長	小松 則男
上記兩名指定代理人	貝阿彌 誠
	岸 秀光
	東 亜由美
	平野 貴之
	木崎 弘之
	宗野 有美子
	河本 哲志
	太田 晃詳
	藤谷 俊之
	藤原 典子
	沼田 渉
	片桐 克典
	渡邊 勲
	佐藤 宣弘
	大西 公彦
相手方	A銀行株式会社
同代表者代表取締役	乙
同訴訟代理人弁護士	渡邊 幸則
	宮崎 裕子
	武井 一浩
	伊東 啓
	武藤 佳昭
	木目田 裕
	矢嶋 雅子
	矢野 佳秀
	森 倫洋
	弘中 聡浩
	佐藤 修二
	伊藤 剛志
	藤田 美樹
	本柳 祐介
	茨城 敏夫
	神村 大輔
	松本 絢子
	鈴木 卓
	鈴木 多恵子